表

構造設備の概要（理容所・美容所）

施設の構造設備について、空欄に記載してください。

施設の延べ面積	㎡	※1　作業場面積は、以下に規定される面積以上であること。 理容所：理容用イスの台数が 5台以下の場合　…　9.0 ＋ 1.65 ×（イスの台数 － 1 ）㎡ 以上 6台以上の場合　…　15.6 ＋ 3.3 ×（イスの台数 － 5 ）㎡ 以上 美容所：美容用イス等の台数が 4台以下の場合　…　9.0 ㎡ 以上 5台以上の場合　…　9.0 ＋ 1.65 ×（イス等の台数 － 4 ）㎡ 以上 ※2　美容用イス（セットイス、シャンプーイス、美顔術イス、まつげエクステンション用ベッド等）、セット台（ワゴン）、スタンド式ドライヤー、赤外線ランプ、ヘアスチーマー、デジタルパーマ等（床置き式のものに限る）をいう。
作業場面積※1	㎡	
理容用イス	台	
美容用イス等※2	台	
腰板の材質	□コンクリート　□タイル　□リノリューム　□板等不浸透性材料	
床の材質	□コンクリート　□タイル　□リノリューム　□板等不浸透性材料	
ふた付きの汚物箱	個	ふた付きの毛髪箱：個
手指・器具洗浄用洗場	台	洗髪用洗場：台
器具の消毒：かみそり*・血液付着（付着が疑われる）器具	□煮沸　□エタノール　□次亜塩素酸ナトリウム ＊もっぱら頭髪を切断する用途に使用されるかみそりは除く	
器具の消毒：上記以外の器具	□紫外線　□煮沸　□蒸気　□エタノール　□次亜塩素酸ナトリウム □その他の薬剤（　　）	
手指洗浄消毒	□エタノール　□薬用・逆性石ケン　□その他（　　）	

ここから下は、項目に該当する場合、☑をしてください。

他施設との区画	理容所・美容所は、隔壁等により他施設と区画されている。	□
採光・照明	作業場は、（□自然光　□人工照明）により、100ルクス以上の照度を確保している。	□
換気装置	施設内の空気1L中の炭酸のガス量は、（□自然換気　□機械換気）により、5㎤以下に保っている。	□
待合所	待合所は、作業場と明確に区分し、利用者が作業場を往来することのない場所に設けている。	□
保管設備	未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して納める設備を有している。	□
天井	施設の天井は、定期的な清掃等により、ほこりの落ちない構造としている。	□
器具・布片	器具・布片は、作業に必要な数量を確保している。	□
その他	施設を常に清潔に保つため、清掃等を行う。	□

裏

付近の見取り図（理容所・美容所）

平面図（理容所・美容所）